

## 【仮眠時間等に関する労働（就業）時間と休憩時間の区分確認表】

事業所番号

事業所名

休憩時間については、労働基準法（以下「労基法」という。）第34条により、「使用者が、労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えること」とされており、また、当該時間は原則、「労働時間の途中で、一斉に与え、かつ自由に利用させる時間」とされています。

このため、休憩時間は、基本的に労働者が自由に利用できる時間となりますので、労働者が使用者の指揮命令（拘束）下に置かれていない状態の時間である必要があります。

以下の確認項目により、当該求人申込みにおける職種で雇用する労働者の休憩時間について、ご確認をお願いします。

### 【チェック1】

施設管理・警備など（以下、「警備等」という。）の夜間勤務中の仮眠時間や一つの勤務の中に連続した1時間を超える長時間の休憩時間等（以下、「仮眠時間等」という。）がある場合、この時間は、労働（就業）時間（指揮命令下にある）又は、休憩時間（指揮命令下でない）のどちらに当たりますか？

① 労働（就業）時間 → チェック終了 / ② 休憩時間 → チェック2へ

### 【チェック2】

チェック1において、「②休憩時間」とした場合に、仮眠時間等の間に、業務を交代する要員はありますか？

① いる → チェック終了 / ② いない → チェック3へ

### 【チェック3】

チェック2において、「②いない」とした場合に、仮眠時間等の間に、使用者の指揮監督下に置かれるような業務（定期的な巡回や監視、警報装置の作動、や外部からの連絡への対応、設備の補修などに応じる必要の有無 など）がありませんか？

① ある → 下記へ ↓ / ② ない → チェック終了

確認の結果、仮眠時間等の間に使用者の指揮監督に置かれるような業務がある場合には、労働者が自由に利用できる時間に当たらないので、求人票には、労働（就業）時間として記載していただく必要があります。